

京都市告示第 361 号

京都市男女共同参画センターの指定管理者である財団法人京都市女性協会から、京都市男女共同参画センター条例第 4 条ただし書の規定に基づき、京都市男女共同参画センターの図書情報室の臨時休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 21 年 12 月 11 日

京都市長職務代理者

京都市副市長 星 川 茂 一

1 臨時に休所する日

平成 21 年 12 月 25 日（金）

2 休所の理由

書架整理のため

（文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課）